

改正

平成28年4月1日規則第32号

平成28年9月29日規則第45号

令和5年12月25日規則第38号

名張市空家等対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の組織)

**第2条** 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条及び条例第7条の規定に基づき、名張市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 協議会は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって構成する。

(1) 地域住民の代表者

(2) 法務に関する有識者

(3) 不動産に関する有識者

(4) 建築に関する有識者

(5) 福祉に関する有識者

(6) 文化に関する有識者

(7) 市職員

(8) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 市長は、あらかじめ指名する者をその代理の委員とすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(報告及び立入調査に係る様式)

**第2条の2** 市長は、法第9条第2項及び条例第11条第2項の規定により、空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下この条において同じ。）の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させるときは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）を送付することにより行うものとする。

2 空家等の所有者等は、前項の規定により報告するとき、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）により行うものとする。

3 法第9条第3項本文の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第3号）を送付することにより行うものとする。

(調査員証の様式)

**第3条** 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書の様式は、空家等立入調査員証（様式第4号）とする。

(助言又は指導に係る様式)

**第4条** 法第13条第1項及び条例第12条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に対する指導書（様式第5号）を送付することにより行うものとする。

2 法第22条第1項及び条例第12条第2項の規定による助言又は指導は、特定空家等に対する指導（助言）書（様式第6号）を送付することにより行うものとする。

3 条例第12条第3項の規定による助言又は指導は、管理不全状態の空家等に対する指導（助言）書（様式第7号）を送付することにより行うものとする。

(勧告に係る様式)

**第5条** 法第13条第2項及び条例第12条第1項の規定による勧告は、管理不全空家等に対する勧告書（様式第8号）を送付することにより行うものとする。

2 法第22条第2項及び条例第12条第2項の規定による勧告は、特定空家等に対する勧告書（様式第9号）を送付することにより行うものとする。

3 条例第12条第4項の規定による勧告は、管理不全状態の空家等に対する勧告書（様式第10号）を送付することにより行うものとする。

(命令に係る様式)

**第6条** 法第22条第4項に規定する通知書の様式は、特定空家等に対する命令に係る事前の通知書

(様式第11号) とする。

- 2 法第22条第3項及び条例第12条第2項の規定による命令は、特定空家等に対する命令書(様式第12号)を送付することにより行うものとする。
- 3 前項の特定空家等に対する命令書の様式は、法第22条第4項の意見書の提出の有無及び同条第5項の公開による意見の聴取の実施の有無により、適宜修正することができる。
- 4 法第22条第13項の標識の様式は、標識(様式第13号)とする。

(代執行に係る様式)

**第7条** 法第22条第9項及び条例第12条第2項の規定による代執行(以下この条において単に「代執行」という。)に係る行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の戒告は、特定空家等に対する戒告書(様式第14号)を送付することにより行うものとする。

- 2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の代執行令書の様式は、特定空家等に対する代執行令書(様式第15号)とする。
- 3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票の様式は、執行責任者証(様式第16号)とする。
- 4 前3項に規定する様式は、代執行に係る措置の内容により、適宜修正することができる。

(緊急安全措置等従事証明書の様式)

**第8条** 条例第13条第3項(条例第14条において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書の様式は、空家等に係る緊急安全措置等従事者証(様式第17号)とする。

(その他)

**第9条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。  
(名張市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の廃止)
- 2 名張市空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成24年規則第9号)は、廃止する。

附 則(平成28年4月1日規則第32号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年9月29日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和5年12月25日規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による空家等立入調査員証、執行責任者証及び空家等に係る緊急安全措置等従事者証は、改正後の様式によるものとみなす。

様

名張市長

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有（管理）する下記の空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第9条第2項及び名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号）第11条第2項の規定により、当該空家等に関する下記の事項について報告を求めます。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用途

所有（管理）者の住所及び氏名

2. 報告を求める内容

3. 報告の提出先

4. 報告の期限

- ・上記4の期限までに上記3の提出先まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。
- ・当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合は、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に名張市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

名張市長 宛て

(報告者)

住所

氏名

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第9条第2項及び名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号）第11条第2項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用途

所有（管理）者の住所及び氏名

2. 報告事項

3. 添付書類

- ・上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることがあります。

様

名張市長

立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）では、空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努めるものとされています。

あなたが所有（相続人である場合を含みます。）し、又は管理する空家等については、下記の状態となっていることから、法第9条第2項の規定により、立入調査を実施しますので、同条第3項本文の規定により通知します。

記

1. 対象となる空家等の所在地	名張市
2. 空家等の状態 (立入調査の理由)	
3. 立入調査日時	年 月 日 時 分から
4. 通知の責任者及び その連絡先	
5. 備 考	

- ・空家等の所有権に変更があった場合又は既に何らかの措置をされている場合は、上記4の連絡先まで連絡してください。
- ・この通知による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることがあります。

様式第4号（第3条関係）

（表面）

第	号	空家等立入調査員証	写真
所	属		
職	名		
氏	名		
生年月日		年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び名張市空家等対策の推進に関する条例第11条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日 発行			
名張市長			

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条 略

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号）（抜粋）

第11条 略

2 市長は、法第9条第2項から第5項までに定めるところにより、法第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等（法第2条第1項に規定する空家等に限る。）と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

（注意）この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第 号  
年 月 日

様

名張市長

管理不全空家等に対する指導書

あなたが所有（管理）する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められるので、速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同及び名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号。以下「条例」といいます。）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり指導します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地

用途

所有（管理）者の住所及び氏名

2. 指導に係る措置の内容

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者及びその連絡先

- ・上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の連絡先まで報告してください。
- ・上記2の措置をとらなかった場合は、法第13条第2項及び条例第12条第1項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。この勧告により、上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

名張市長

特定空家等に対する指導（助言）書

あなたが所有（管理）する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められるので、速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第1項及び名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号。以下「条例」といいます。）第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり指導（助言）をします。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有（管理）者の住所及び氏名

2. 指導（助言）に係る措置の内容

3. 指導（助言）に至った事由

4. 指導（助言）の責任者及びその連絡先

- ・上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の連絡先まで報告してください。
- ・上記2の措置をとらなかった場合は、法第22条第2項及び条例第12条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。この勧告により、上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

名張市長

管理不全状態の空家等に対する指導（助言）書

あなたが所有（管理）する空家等は、名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号）第9条に定める「管理不全状態の空家等」に該当すると認められるので、速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同条例第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり指導（助言）をします。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用途

所有（管理）者の住所及び氏名

2. 指導（助言）に係る措置の内容

3. 指導（助言）に至った事由

4. 指導（助言）の責任者及びその連絡先

- ・上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の連絡先まで報告してください。

様

名張市長

管理不全空家等に対する勧告書

あなたが所有（管理）する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、あなたに対して対策を講ずるように指導してきたところですが、現在、その改善がなされていません。

については、速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第13条第2項及び名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号。以下「条例」といいます。）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

1. 対象となる管理不全空家等  
所在地  
用途  
所有（管理）者の住所及び氏名
2. 勧告に係る措置の内容
3. 勧告に至った事由
4. 勧告の責任者及びその連絡先
5. 措置の期限

- ・上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の連絡先まで報告してください。
- ・上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・上記3の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合は、必要に応じて、法第22条の規定に基づき、必要な措置をとることとなります。

様

名張市長

特定空家等に対する勧告書

あなたが所有（管理）する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、あなたに対して対策を講ずるように指導してきたところですが、現在、その改善がなされていません。

ついては、速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項及び名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号。以下「条例」といいます。）第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有（管理）者の住所及び氏名
2. 勧告に係る措置の内容
3. 勧告に至った事由
4. 勧告の責任者及びその連絡先
5. 措置の期限

- ・上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の連絡先まで報告してください。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項及び条例第12条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

名張市長

管理不全状態の空家等に対する勧告書

あなたが所有（管理）する空家等は、名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号。以下「条例」という。）第9条に定める「管理不全状態の空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、あなたに対して対策を講ずるように指導してきたところですが、現在、その改善がなされていません。

については、速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、条例第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用途

所有（管理）者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者及びその連絡先

5. 措置の期限

- ・上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の連絡先まで報告してください。

様

名張市長

特定空家等に対する命令に係る事前の通知書

あなたが所有（管理）する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在、その改善がなされていません。

このまま措置が講ぜられない場合には、法第22条第3項及び名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号）第12条第2項の規定により、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、名張市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有（管理）者の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5. 意見書の提出期限

- ・上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の連絡先まで報告してください。

様

名張市長

特定空家等に対する命令書

あなたが所有（管理）する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項及び名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号）第12条第2項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在、改善がなされていませんので、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有（管理）者の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者及びその連絡先

5. 措置の期限

- ・上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の連絡先まで報告してください。
- ・この命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられることがあります。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に名張市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第13号（第6条関係）

標識

下記の特定空家等の所有（管理）者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項及び名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号）第12条第2項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等  
所在地  
用途
2. 措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 命令の責任者及びその連絡先
5. 措置の期限

年 月 日

名張市長

様

名張市長

特定空家等に対する戒告書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有（管理）する特定空家等の除却（修繕、立木竹の伐採等）を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項及び名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号）第12条第2項の規定に基づき、当該特定空家等の除却を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により、下記のとおりその旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

対象の特定空家等

1. 所在地
2. 用途
3. 構造
4. 規模
5. 所有（管理）者の住所及び氏名

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に名張市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

名張市長

特定空家等に対する代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有（管理）する特定空家等を  
年 月 日までに除却（修繕、立木竹の伐採等）するよう戒告しましたが、指定  
の期日までに義務が履行されませんでした。

については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22  
条第9項及び名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年名張市条例第27号）第  
12条第2項の規定に基づき、代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第  
43号）第3条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴  
収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その  
責任を負わないことを申し添えます。

記

1. 除却（修繕、立木竹の伐採等）する物件の表示

2. 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3. 執行責任者氏名

4. 代執行に要する費用の概算見積額

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月  
以内に名張市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌  
日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき  
は、審査請求をすることができなくなります。

この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をし  
た場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月  
以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、提起す  
ることができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合に  
あっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であ  
っても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対す  
る裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起  
することができなくなります。

様式第16号(第7条関係)

(表面)

第 号	執行責任者証
所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。 年 月 日 発行	
	名張市長 印
	記
1. 代執行する事項	
代執行令書( 年 月 日付け 第 号)記載の名張市 の建築物の除却(修繕、立木竹の伐採等)	
2. 代執行する時期	
年 月 日から 年 月 日まで	

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)
第22条 略
2~8 略
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10~17 略
名張市空家等対策の推進に関する条例(平成27年名張市条例第27号)(抜粋)
第12条 略
2 市長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、法第22条に定めるところにより、助言、指導、勧告、命令その他の措置を行うことができる。
3・4 略
行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋)
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第17号(第8条関係)

(表面)

第 号

空家等に係る緊急安全措置等従事者証

所 属  
職 名  
氏 名

上記の者は、名張市空家等対策の推進に関する条例第13条第1項(同条例第14条において準用する場合を含む。)に規定する緊急安全措置等を行う権限を有する者であることを証明する。

年 月 日 発行

名張市長

(裏面)

名張市空家等対策の推進に関する条例(平成27年名張市条例第27号)(抜粋)

- 第13条 市長は、管理不全状態の空家等(特定空家等を除く。以下この条において同じ。)の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該管理不全状態の空家等の所有者等の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者をしてこれを行わせることができる。
- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該管理不全状態の空家等の所在地及び当該措置の内容を当該管理不全状態の空家等の所有者等に通知(所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告)をしなければならない。
- 3 第1項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第14条 前条(第2項を除く。)の規定は、市長が管理不全状態の空家等について、開放されている門扉等の閉鎖、簡易な養生、復元又は収納その他規則で定める軽微な措置をとることにより地域における防災上、衛生上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上の支障を除去し、又は軽減することができるものと認めるときについて準用する。